

令和4年度地域型住宅グリーン化事業 補助金交付申請等手続きマニュアル

第2章 ＜長寿命型＞ (第1版)

令和4年6月

地域型住宅グリーン化事業（長寿命型等実施支援室）

3 補助金交付申請の手続き

3. 1 補助金交付申請方法

交付申請の際は、グループが、本事業の要件やグループで定めた共通ルール等、必要事項に適合していることを確認のうえ、申請受付期間「マニュアル第1章3. 4 補助金交付申請及び完了実績の提出期限」内において、随時 Web 申請を行ってください。郵送等は受け付けておりません。Web 上での申請のみとなります。

入力もれや必要書類のアップロードに不足が有る場合は申請できませんのでご注意ください。

※交付申請内容が手続きマニュアル等に従っていない場合や、重大な不備がある場合、記述内容に虚偽や改ざんがあった場合など要件に適合していないと認められた場合は、実施支援室は審査を中止し、その旨をグループ事務局に連絡します。

※申請後、審査における修正指示への対応が著しく遅い場合は交付申請を取り下げてください。ご了承ください。

3. 2 補助金交付申請の提出書類

- (1) 交付申請者（施工事業者）は、「交付申請ツール」を使用して当該住宅の契約形態（請負契約または売買契約）の区分に応じ、情報の入力や提出書類一覧①～⑩を申請住宅毎にアップロードし、グループ事務局に補助金交付申請手続きを委任してください。
- (2) グループ事務局は、交付申請者が入力した情報や提出された①～⑩に不足・入力もれが無いが、本事業の要件及びグループの要件に適合しているか等を確認し、交付申請をWEB上で行ってください。入力やアップロードはグループ事務局もサポートできます。
- (3) ①～⑩以外に実施支援室が確認に必要と判断した書類については審査時に提出していただくことがあります
- (4) 提出書類は実施支援室が求めたもの以外の差し替えはできません。アップロード時は間違いの無いよう再度ご確認ください。

* R3からの変更

- ・地域型住宅グリーン化事業補助金交付申請書：申請ツール入力のみ
- ・地域型住宅グリーン化事業による誓約書：申請ツール入力のみ
- ・個人事業主の印鑑登録証明書：申請ツール<法人情報登録>でアップロードするため、交付申請時は不要。
- ・耐震要件に関する同意書：新規

アップロードする書類等一覧 (提出書類等一覧)

番号	WEB上からダウンロードしたものをアップロードする書類等 ◆次の①～③は以下の手順で作成したものを提出していただきます。 WEB上で必要事項を入力→ダウンロード→内容確認のうえ押印等 →アップロード	摘要欄	
		請負	売買
①	令和4年度地域型住宅グリーン化事業共同事業実施規約	●	—
②	耐震要件に関する同意書	○	—
③	建築士による「住宅立地区域」に関する確認書	●	●
申請事業者が準備するもの			
④	「住宅立地区域」を証明した建築士の建築士免許証	●	●
⑤	採択日より前に着工していないことが確認できる書類 (次の何れかの書類を提出)	●	●
	・対象住宅の着工前の現地写真 (異なる2ヶ所から撮影したもの2面以上) ・採択日以降に交付された確認済証 ・採択日以降に認定申請した認定通知書		
⑥	平面図、(配置図)	★	★
⑦	工事請負契約書	●	—
⑧	工事請負契約の内訳書及び交付申請者以外の2社以上による見積書 建築主と交付申請者が関係会社等である場合必要。 設計原価により申請する場合は不要	○	—
建築主が準備するもの			
⑨	建築主の印鑑登録証明書 (発行後3ヶ月以内のもの) 共同事業実施規約に実印を使用した場合	○	—
⑩	住民票等の写し ・若者：住民票、運転免許証、パスポート、保険証等の写し ・子育て：住民票の写し	■	■

(摘要欄の凡例)

- ：必須書類 ○：該当する場合に必要な書類 ★三世同居対応住宅の加算を受ける場合
■：若者・子育て世帯加算を受ける場合 —：該当なし

<WEB上からダウンロードしたものに押印しアップロードする書類等①～③>

① 令和4年度地域型住宅グリーン化事業共同事業実施規約（請負契約の場合）

- ・(イ) (ロ) (ハ) のそれぞれにチェックを入力してください。
- ・工事請負契約の締結が紙媒体ではない場合（電子契約）は、申告欄にチェックを入力してください。
- ・建築主名、申請事業者名等は申請書の内容が連動します。建築主が4名以上の場合は、余白に記名押印して頂きご対応ください。
 - ➡ 必要事項を入力したものを**2者（建築主、交付申請者）の押印により2通作成し、各々で保有**してください。実施支援室には交付申請者が保有しているものをアップロードしてください。入力間違いや押印もれがある場合は再度提出していただきます。
- ・それぞれの押印について、**建築主の印は、住宅の工事請負契約書と同一の印鑑**による押印、**又は印鑑の証明ができる実印**とし、実印による場合は、印鑑登録証明書（3ヶ月以内に発行されたもの）も一緒に提出してください。**交付申請者の印は、申請ツール<法人情報登録>で登録した印鑑**と同じものを使用してください。
- ・電子契約の場合の建築主の印は印鑑の証明ができる実印とし、印鑑登録証明書（3ヶ月以内に発行されたもの）も一緒に提出してください。
- ・建築主名は、工事請負契約書と同一の方としてください。工事請負契約書の建築主が連名の場合は、連名となります。
- ・第2条（イ）で「有り」にチェックした場合、返還補助金の概要について別紙を作成のうえ、アップロードしてください。
 - *別紙に記載する事項
補助金の返還を求められた補助事業の名称、当該補助事業の補助事業者、返還命令日、返還日、返還額（円）、返還事由
- ・(ハ) は、以下の(1)～(3)のいずれかの関係にある場合（以下「関係会社等」という。）は、「該当する」にチェックします。この場合、三者見積りを提出するか、利益相当分を補助対象工事費から除いていただきます。「該当する（三者見積を提出）」「該当する（原価による申請）」の何れかにチェックしてください。
 - (1) 100%同一の資本に属するグループ企業
 - (2) 補助事業者の関係会社（財務諸表等規則第8条第8項で定めるもの。上記(1)を除く。）
 - (3) 補助事業者の役員である者（親族を含む）、又はこれらの者が役員に就任している法人

② 耐震要件に関する同意書

- ・申請住宅が壁量計算で耐震等級2の場合に提出が必要です。

③ 建築士による「住宅立地地域」に関する確認書

- ・建築士により対象物件の建設場所が「土砂災害特別警戒区域」に該当しないことを行政等に確認のうえ証明していただく必要があります。該当する場合は補助対象となりません。
- ・確認した建築士情報はWEB入力したものが連動します。
 - ➡ 必要事項を入力したものをダウンロードしていただき、証明した建築士が押印の上、アップロードしてください。

<アップロードするもの(申請事業者が準備するもの)④~⑧>

④ 「住宅立地区域」を証明した建築士の建築士免許証

- ・③で「土砂災害特別警戒区域」に該当しないことを証明した建築士の建築士免許証の写しを提出してください。

⑤ 採択通知日※1より前に着工していないことが確認できる書類

- ・(1)から(3)の何れかを必ず提出してください。

その他の書類は対応不可となりますのでご注意ください。

(1) 着工前の現地写真 (異なる2ヶ所から撮影した2面以上)

所定の内容(採択通知番号「国住木59」※2・撮影日・物件名)が記入されている看板の入った写真を提出してください。(「マニュアル第1章4. 3 現地の写真撮影」及び「マニュアル第1章別添1」をご参照ください。)

確認申請前、認定申請前に交付申請する物件については現地写真を提出していただくこととなりますので、撮り忘れに注意してください。

(2) 確認済証

採択通知日以降に交付されたものの写しを提出してください。ただし、確認済証交付後であっても長期認定申請前に着工した場合は事前着工となりますのでご注意ください。

(3) 長期認定通知書

採択通知日以降に認定申請したものの写しを提出してください。なお、採択通知日以降に認定申請した行政庁の受付印のある認定申請書(第一面~第四面)の写しでも結構です。

◇計画変更にて追加登録された施工事業者の場合

※1「採択通知日以降」は「着工可能日以降」と読み替えて下さい。(マニュアル1章 3. 5 着手・着工・完了について参照)

※2 計画変更にて追加登録された施工事業者の場合は、採択通知番号「国住木55」に代えて計画変更の手続きごとに指定する専用の記号となります。専用の記号は計画変更追加日にグループ事務局ツールでお知らせします。

⑥ 平面図、(配置図)

- ・三世代同居加算を受ける場合は提出してください。
- ・加算の要件で玄関を複数とした場合は、併せて配置図を添付してください。

⑦ 工事請負契約書

- ・令和4年度内に工事請負契約を締結(令和4年4月1日から交付申請日までの間)したものに限り、令和4年3月31日以前の日付を訂正したものは補助の対象となりません。
- ・次の内容を満たす請負契約書(一対の工事注文書と注文請書を含む)を交付申請時に提出してください。工事注文書は注文請書が併せて提出されない限り、工事請負契約書としては取り扱いません。

→発注者(建築主)・請負者の記名・押印、契約日、工事期間(始期及び終期)、契約額(税額を記入していること)、対象住宅の情報(建設地等)、支払時期・額が明記され、収入印紙の貼付消印や印紙税納付計器による納付印等があるものに限り。

ただし、工事請負契約の締結が紙媒体ではない場合(電子契約)は、共同事業実施規約において申告してください。

- ・建設場所の記載については契約前に必ず地名地番を確認していただき、誤記入等が無いようにしてください。
- ・工事請負契約の契約内容の変更や契約額の変更（工事の追加、削減、仕様変更等による経費の変更）が生じる場合は、変更の工事請負契約を締結してください。追加等の工事分の見積書、請求書などは、工事請負契約に代わるものと判断いたしません。
- ・交付申請提出後に契約をやり直す場合は、事業廃止（交付決定前は取下げ）の手続きを行ってください。

⑧ 工事請負契約の内訳書及び交付申請者以外の2社以上による見積書

- ・規約2条（ハ）で、「該当する（三者見積を提出）」を選択した場合、価格の妥当性を確認するため、関係会社等に該当しない交付申請者以外の2者以上から当該住宅建設費の見積りを取得し、工事請負契約の内訳書（見積書）と併せて提出しなければなりません。提出する見積書は中項目（工事内容が確認出来る程度）までとします。

<アップロードするもの（建築主が準備するもの）>

⑨ 建築主の印鑑登録証明書

- ・共同事業実施規約に実印を使用した場合や電子契約による場合は3ヶ月以内に発行された印鑑登録証明書も一緒に提出してください。

⑩ 住民票等の写し

* 若者・子育て世帯加算を受ける場合に提出が必要です。

- ・若者とは令和4年4月1日時点で建築主（買主）が40歳未満であること。
住民票（建築主、買主、生年月日の記載があり、マイナンバーの記載が無いもの）、運転免許証、パスポートなど公的機関発行のもので生年月日が確認できるものの写しを提出してください。
- ・子育て世帯とは令和4年4月1日時点または交付申請日時点で建築主（買主）の世帯に18歳未満の子供と同居していること。
※建築主（買主）と18歳未満の子供との同居を確認します。
※住民票（世帯全体、生年月日の記載があり、マイナンバーの記載が無いもの）を提出してください。

3. 3 WEB上で入力する内容についての注意事項

<交付申請情報>

- ・<交付申請情報>の内容は申請物件登録時に入力した内容が連動します。登録を修正する場合は正しい内容を入力してください。
- ・建築主名は工事請負契約書と同一の方としてください。工事請負契約書の建築主が連名で物件登録時に単名入力した場合などは修正が必要です。
- ・建設場所は長期優良住宅認定申請書や確認申請書に記載する地名地番となります。物件登録の地名地番が長期優良住宅認定申請書や確認申請書と異なる場合は修正していただき、理由を入力してください。物件登録時から敷地の変更はできません。

<令和4年度地域型住宅グリーン化事業による誓約> (売買契約の場合)

- ・ 共同事業実施規約のタブから入力していただき、ツール上の誓約内容を十分確認してください。
- ・ 内容確認後、(イ) (ロ) のそれぞれにチェックを入力したうえで、「本誓約を確認し本誓約の内容に従って補助事業を実施します」ボタンを押下してください。

<申請概要 添付書類>

- ・ 工事請負契約の締結日、工事着工（または着工予定日）が適切であることを確認してください。工事着工は採択通知日以降で認定申請後であることが必要です。
- ・ 建設地の地名地番が工事請負契約書に記載のものと相違する場合は理由を入力してください。
- ・ 階数は住宅以外の部分を含めた建物全体の階数としてください。
- ・ 住宅部分の面積は、ポーチ、バルコニー等の屋外部分や、インナーガレージ、非住宅部分を除いた、住宅部分の面積を入力してください。
- ・ 三世帯同居加算を受ける場合、三世帯同居対応住宅の要件に適合する調理室等の数を入力してください。
- ・ 若者・子育て世帯加算を受ける場合は該当するものを選択のうえ、生年月日を入力してください。
※計画変更で追加された補助事業者の着工可能日については注意してください。
※日付入力 is 適切な日付が入力されないとエラーとなりますので注意してください。
※加算を受ける場合、要件を満たさない入力をしてしまいますとエラーとなりますので、注意してください。

<経費及び申請額>

- ・ 交付申請者と建築主が交わした契約額（税抜き）を入力してください。(a)
契約額は、仕様変更や追加工事等、補助対象工事を含む変更契約等も含めて、合計（税抜き）を入力してください。
- ・ 補助対象工事費を含む分離発注がある場合は交付申請者以外の契約書の枚数と合計金額（税抜き）を入力のうえ (b)、契約書を提出していただきますが、その中で**補助対象工事費に計上しない契約書は提出不要です。**
※ (a) > (b) であること。詳細は実施支援室にお問い合わせください。
- ・ 売買契約の場合は土地代と建物の代金（税抜き）を分けて入力してください。
- ・ 補助対象工事費に計上する契約額に補助対象外の経費が含まれている場合は項目を選択してください。工事内容、項目に該当するものを選択してください。
- ・ 共同事業実施規約第2条（ハ）で「原価による申請」に該当する場合は、補助対象工事費に営業利益が含まれないことを確認してください。
- ・ 交付申請決定額は登録申請額が連動します。